

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、  
押印済みの原本は別途保管しております。

## 産業技術総合研究所

第 10120000-B-20150625-001 号  
平成 27 年 6 月 25 日

経済産業大臣  
宮 沢 洋 一 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明

監事 風 間 澄 之

平成 26 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程  
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

## 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（旧法人名 独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査<sup>1</sup>を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス、方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務の運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

#### （監査計画の策定と監査準備等）

平成 26 事業年度監事監査計画書に基づき、理事長、理事、監査部門等、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

その際、近時の外部研究資金の執行等における不適切な事例の発生等に鑑み、特にコンプライアンス推進及び業務システム改革の整備と運用並びに平成 26 事業年度は第 3 期中期目標期間の最終年度であることから第 3 期中期計画及び平成 26 年度計画の達成状況を重点項目とした。

#### （職務の執行状況等調査）

理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて理事及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

#### （監査の実施と通則法規定書類の調査）

研究所の本部組織、事業組織及び研究推進組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類を調査した。

---

<sup>1</sup> 平成 26 事業年度期中における監査は、在任監事 2 名で実施し、平成 27 年 4 月から 6 月までの期末監査においては、在任監事と新任監事の両名で実施した。

新任監事は、平成 27 年 4 月 1 日に監事に就任の後、就任前の期間における監査事項につき在任監事より説明を聴くとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び監事支援者等並びに会計監査人から説明を受け、重要な書類等を閲覧し、監査した。

(内部統制システムの整備及び運用状況の調査)

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

(会計監査人監査の適正性等調査)

当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画および重点監査項目の説明を受けた。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について平成 27 年 6 月 11 日に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、証拠の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項<sup>2</sup>の通知を平成 27 年 6 月 11 日に受け、必要に応じて説明を求めた。

## II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第 3 期中期計画及び平成 26 年度計画に従い適法に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

特に、平成 26 事業年度においては、

- ① 平成 26 年 4 月に再生可能エネルギーの国際的研究開発及び新産業の集積を通じた復興への貢献を目指した福島再生可能エネルギー研究所の

---

<sup>2</sup> 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

開所、

- ② 同年7月には、理事長を本部長とし、副理事長及び理事2名がリスクの区分に応じて補佐する体制へ、また、顕在化したリスク事案については理事長に報告を行い、決定された対応方針を現場に実施させるとともに、役員間でリスク事案を情報共有としたコンプライアンス体制の強化、
- ③ 同年10月からは、外部研究資金の執行等における不適切な事例の発生等に対応し、受託研究業務及び調達等業務の見直しのための業務運営システムの改革を実施、
- ④ また、研究用備品の管理等に適正を欠いていたとして会計検査院から指摘されたことに対応し、内部統制強化と資産実査の効率的な運用管理の導入、
- ⑤ 本格研究ワークショップを通じての各界との意見交換及び企業等トップを招いての意見交換等により、社会ニーズ・産業ニーズを捉えた研究開発の推進、
- ⑥ 日本再興戦略改訂2014において研究所に求められる橋渡し機能強化等のために、第4期中長期目標期間に向けて産業の将来ニーズ等を反映した研究テーマの設定と研究推進組織の見直し及びマーケティング機能を強化した組織への再構築、などを進めてきた。

理事長は、内外への研究所のミッションの周知、コンプライアンス体制の強化、リスク管理及び内部統制等に関し、トップマネジメントとして指導力を発揮していることを認める。

## 2 研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制 その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての 意見

平成26事業年度中の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

さらに、通則法第28条第2項<sup>3</sup>に基づき、研究所の業務の適正を確保する

---

<sup>3</sup> 通則法第28条第2項：業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

ための体制等を追加した研究所業務方法書(一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 業務方法書第 1 号)の内部統制システムに関する記載内容は、妥当であると認める。

### 3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書)は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、研究所の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見<sup>4</sup>」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

---

<sup>4</sup> 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

## 5 事業報告書についての意見

平成 26 年度事業報告書及び第 3 期中期目標期間事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

## 6 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

## Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

### (総論)

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

### (個別事項)

#### (1) 給与水準の適正化について

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 2 の趣旨を踏まえ決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 10 の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等考慮して決定するとともに、毎年度行う短期評価（目標設定管理型）と一定の評価対象期間を経て行う長期評価からなる個人評価制度による業績評価を実施しており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取組については、着実に実施されてきたことにより、平成 26 年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 104.5（前年度 104.8）、②研究職員は対国家公務員指数 103.0（前年度 103.1）と改善が図られているものと認める。

さらに、研究所の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、

総務省のガイドラインに則り、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で判りやすく公表されているものと認める。

(2) 理事長の報酬水準について

研究所は、我が国最大級の公的研究機関として、鉱工業の科学技術の研究開発等における研究テーマについて、基礎研究から実用化までを総合的に行う本格研究を推進しており、その研究成果については民間企業等への移転を図るべく、極めて専門的な業務を遂行している。

理事長は、これら高度で多種多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮することが必要である。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

(3) 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）について

平成 26 年度における各契約担当職の契約に関し、随意契約の妥当性及び一般競争入札等における一者応札・応募の改善取組状況を監査した。これらの取り組み状況は、研究所に設置している契約監視委員会で精査するとともに必要な情報の提供を求めた。

契約監視委員会は弁護士、公認会計士及び元民間研究者の外部委員、及び 2 名の研究所監事の計 5 名から構成されており、平成 27 年 6 月 3 日、11 日、18 日の 3 日間にわたり研究所全体の随意契約及び一般競争入札等の契約の点検を実施した。

研究所においては、同委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、一者応札・応募の低減に向けた取組みを継続し、契約の更なる適正化を推進していることを認める。

(表1：平成26年度随意契約の状況)

単位(件、千円、%)

	一般競争		企画競争・公募		随意契約		随意契約の割合	
	契約 件数	契約金額	契約 件数	契約金額	契約 件数	契約金額	契約件数 (計画:2.1%)	契約金額 (計画:9.7%)
平成22年度	1,696	32,999,007	877	7,668,753	94	5,573,274	3.5%	12.1%
平成23年度	1,536	18,238,532	979	5,378,204	90	2,557,429	3.5%	9.8%
平成24年度	1,887	37,408,040	871	5,634,190	58	2,307,258	2.1%	5.1%
平成25年度	1,836	45,164,273	868	5,989,975	63	1,458,429	2.3%	2.8%
平成26年度	1,965	35,629,798	890	8,934,060	69	1,683,886	2.3%	3.6%

※「計画」は、20年度実績を点検・見直し、22年4月に策定

(表2：平成26年度契約における一者応札・応募の状況)

単位(件、%)

応札(応募)者	一般競争入札		企画競争		公募		合計		1者応札 の割合
	2者以上	1者	2者以上	1者	2者以上	1者	2者以上	1者	
22年度	505	1,161	23	122	2	730	530	2,013	79.2%
23年度	469	1,043	11	115	0	855	480	2,013	80.7%
24年度	565	1,274	22	93	0	756	587	2,123	78.3%
25年度	586	1,198	13	89	0	766	599	2,053	77.4%
26年度	642	1,292	18	83	1	786	661	2,163	76.6%

また、随意契約の適正化については、同委員会からの「総務省から通知のあった随意契約によることができる事由を規定化し運用する際は、同契約のメリットを活かしつつ、規程等が濫用されないよう内部統制システムを確立すること」との意見を踏まえ、研究所の調達の合理化に向けた制度の構築・運用を早期に実現する必要がある。

#### (4) 保有資産の見直しについて

研究所が保有する土地・建物等については、常時見直しを図り、研究開発を継続するうえで効率的な資産保有を進めていることを認める。

また、研究所では効率的な配置及び研究スペースの集約化を進めるため「施設整備計画」を策定し、建物等施設の閉鎖・解体等を実施しているが、これらについては、適法に処理され財務諸表に正しく記載していることを認める。

#### (5) 研究所の情報開示について

研究所に関する情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易に



するため研究所のウェブサイトにも、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、②独立行政法人通則法に基づく公表事項、③その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項に区分し、各責任部署より必要となる情報を適時適切に開示していることを認める。

(6) 公益法人等への会費等支出について

行政改革実行本部において決定された「公益法人等への会費支出の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、その必要性を厳格に精査し支出の是非を判断してきた。

その結果、公益法人等に対し会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

IV 監査報告を作成した日

平成27年6月24日

平成27年6月25日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明 印

監事 風 間 澄 之 印

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、  
押印済みの原本は別途保管しております。

第 10120000-B-20150625-001 号  
平成 27 年 6 月 25 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長 中 鉢 良 治 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明

監事 風 間 澄 之

平成 26 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程  
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

## 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（旧法人名 独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査<sup>1</sup>を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス、方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務の運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

#### （監査計画の策定と監査準備等）

平成 26 事業年度監事監査計画書に基づき、理事長、理事、監査部門等、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

その際、近時の外部研究資金の執行等における不適切な事例の発生等に鑑み、特にコンプライアンス推進及び業務システム改革の整備と運用並びに平成 26 事業年度は第 3 期中期目標期間の最終年度であることから第 3 期中期計画及び平成 26 年度計画の達成状況を重点項目とした。

#### （職務の執行状況等調査）

理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて理事及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

#### （監査の実施と通則法規定書類の調査）

研究所の本部組織、事業組織及び研究推進組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類を調査した。

---

<sup>1</sup> 平成 26 事業年度期中における監査は、在任監事 2 名で実施し、平成 27 年 4 月から 6 月までの期末監査においては、在任監事と新任監事の両名で実施した。

新任監事は、平成 27 年 4 月 1 日に監事に就任の後、就任前の期間における監査事項につき在任監事より説明を聴くとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び監事支援者等並びに会計監査人から説明を受け、重要な書類等を閲覧し、監査した。

(内部統制システムの整備及び運用状況の調査)

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

(会計監査人監査の適正性等調査)

当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画および重点監査項目の説明を受けた。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について平成 27 年 6 月 11 日に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、証拠の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項<sup>2</sup>の通知を平成 27 年 6 月 11 日に受け、必要に応じて説明を求めた。

## II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第 3 期中期計画及び平成 26 年度計画に従い適法に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

特に、平成 26 事業年度においては、

- ① 平成 26 年 4 月に再生可能エネルギーの国際的研究開発及び新産業の集積を通じた復興への貢献を目指した福島再生可能エネルギー研究所の

---

<sup>2</sup> 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

開所、

- ② 同年 7 月には、理事長を本部長とし、副理事長及び理事 2 名がリスクの区分に応じて補佐する体制へ、また、顕在化したリスク事案については理事長に報告を行い、決定された対応方針を現場に実施させるとともに、役員間でリスク事案を情報共有としたコンプライアンス体制の強化、
- ③ 同年 10 月からは、外部研究資金の執行等における不適切な事例の発生等に対応し、受託研究業務及び調達等業務の見直しのための業務運営システムの改革を実施、
- ④ また、研究用備品の管理等に適正を欠いていたとして会計検査院から指摘されたことに対応し、内部統制強化と資産実査の効率的な運用管理の導入、
- ⑤ 本格研究ワークショップを通じての各界との意見交換及び企業等トップを招いての意見交換等により、社会ニーズ・産業ニーズを捉えた研究開発の推進、
- ⑥ 日本再興戦略改訂 2014 において研究所に求められる橋渡し機能強化等のために、第 4 期中長期目標期間に向けて産業の将来ニーズ等を反映した研究テーマの設定と研究推進組織の見直し及びマーケティング機能を強化した組織への再構築、などを進めてきた。

理事長は、内外への研究所のミッションの周知、コンプライアンス体制の強化、リスク管理及び内部統制等に関し、トップマネジメントとして指導力を発揮していることを認める。

## 2 研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制 その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての 意見

平成 26 事業年度中の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

さらに、通則法第 28 条第 2 項<sup>3</sup>に基づき、研究所の業務の適正を確保する

---

<sup>3</sup> 通則法第 28 条第 2 項：業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

ための体制等を追加した研究所業務方法書(一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 業務方法書第 1 号)の内部統制システムに関する記載内容は、妥当であると認める。

### 3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書)は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、研究所の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見<sup>4</sup>」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

---

<sup>4</sup> 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

## 5 事業報告書についての意見

平成 26 年度事業報告書及び第 3 期中期目標期間事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

## 6 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

## Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

### (総論)

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

### (個別事項)

#### (1) 給与水準の適正化について

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 2 の趣旨を踏まえ決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 10 の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等考慮して決定するとともに、毎年度行う短期評価（目標設定管理型）と一定の評価対象期間を経て行う長期評価からなる個人評価制度による業績評価を実施しており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取組については、着実に実施されてきたことにより、平成 26 年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 104.5（前年度 104.8）、②研究職員は対国家公務員指数 103.0（前年度 103.1）と改善が図られているものと認める。

さらに、研究所の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、

総務省のガイドラインに則り、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で判りやすく公表されているものと認める。

(2) 理事長の報酬水準について

研究所は、我が国最大級の公的研究機関として、鉱工業の科学技術の研究開発等における研究テーマについて、基礎研究から実用化までを総合的に行う本格研究を推進しており、その研究成果については民間企業等への移転を図るべく、極めて専門的な業務を遂行している。

理事長は、これら高度で多種多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮することが必要である。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

(3) 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）について

平成 26 年度における各契約担当職の契約に関し、随意契約の妥当性及び一般競争入札等における一者応札・応募の改善取組状況を監査した。これらの取り組み状況は、研究所に設置している契約監視委員会で精査するとともに必要な情報の提供を求めた。

契約監視委員会は弁護士、公認会計士及び元民間研究者の外部委員、及び 2 名の研究所監事の計 5 名から構成されており、平成 27 年 6 月 3 日、11 日、18 日の 3 日間にわたり研究所全体の随意契約及び一般競争入札等の契約の点検を実施した。

研究所においては、同委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、一者応札・応募の低減に向けた取組みを継続し、契約の更なる適正化を推進していることを認める。



(表 1 : 平成 26 年度随意契約の状況)

単位(件、千円、%)

	一般競争		企画競争・公募		随意契約		随意契約の割合	
	契約 件数	契約金額	契約 件数	契約金額	契約 件数	契約金額	契約件数 (計画:2.1%)	契約金額 (計画:9.7%)
平成22年度	1,696	32,999,007	877	7,668,753	94	5,573,274	3.5%	12.1%
平成23年度	1,536	18,238,532	979	5,378,204	90	2,557,429	3.5%	9.8%
平成24年度	1,887	37,408,040	871	5,634,190	58	2,307,258	2.1%	5.1%
平成25年度	1,836	45,164,273	868	5,989,975	63	1,458,429	2.3%	2.8%
平成26年度	1,965	35,629,798	890	8,934,060	69	1,683,886	2.3%	3.6%

※「計画」は、20年度実績を点検・見直し、22年4月に策定

(表 2 : 平成 26 年度契約における一者応札・応募の状況)

単位(件、%)

応札(応募)者	一般競争入札		企画競争		公募		合計		1者応札 の割合
	2者以上	1者	2者以上	1者	2者以上	1者	2者以上	1者	
22年度	505	1,161	23	122	2	730	530	2,013	79.2%
23年度	469	1,043	11	115	0	855	480	2,013	80.7%
24年度	565	1,274	22	93	0	756	587	2,123	78.3%
25年度	586	1,198	13	89	0	766	599	2,053	77.4%
26年度	642	1,292	18	83	1	786	661	2,163	76.6%

また、随意契約の適正化については、同委員会からの「総務省から通知のあった随意契約によることができる事由を規定化し運用する際は、同契約のメリットを活かしつつ、規程等が濫用されないよう内部統制システムを確立すること」との意見を踏まえ、研究所の調達の合理化に向けた制度の構築・運用を早期に実現する必要がある。

#### (4) 保有資産の見直しについて

研究所が保有する土地・建物等については、常時見直しを図り、研究開発を継続するうえで効率的な資産保有を進めていることを認める。

また、研究所では効率的な配置及び研究スペースの集約化を進めるため「施設整備計画」を策定し、建物等施設の閉鎖・解体等を実施しているが、これらについては、適法に処理され財務諸表に正しく記載していることを認める。

#### (5) 研究所の情報開示について

研究所に関する情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易に

するため研究所のウェブサイトにも、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、②独立行政法人通則法に基づく公表事項、③その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項に区分し、各責任部署より必要となる情報を適時適切に開示していることを認める。

(6) 公益法人等への会費等支出について

行政改革実行本部において決定された「公益法人等への会費支出の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、その必要性を厳格に精査し支出の是非を判断してきた。

その結果、公益法人等に対し会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

IV 監査報告を作成した日

平成27年6月24日

平成27年6月25日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明 印

監事 風 間 澄 之 印